

画像登録事例集について

平成 20 年 10 月 31 日に意匠審査基準が改正され、改正後の第 7 部第 4 章「意匠法第 2 条第 2 項に規定する画像を含む意匠」に基づいて登録された画像を含む意匠のうちから、上記審査基準を理解する上で参考となる登録事例をピックアップし、画像登録事例集として公表致します。願書や図面の作成、知財管理等の参考としてご活用ください。

今回公表するにあたり、登録事例を次の 3 つの観点毎にグループ分けを行いました。

1. 変化の態様が一意匠として認められる例
2. 当該物品と一体として用いられる物品に表示される画像の例
3. 本意匠と関連意匠の例

※ 上記観点を複数備えているような案件については、適宜それぞれのグループ毎に掲載しています。

※ 事例中、各観点の要点となる記載にアンダーラインを施しています。また、事例の末尾には、上記観点到応じた意匠審査基準の項番を記載しています。

なお、1. の事例中に表された図のうち、変化の態様が一意匠として認められない図については、変化した状態を示す参考図として扱われます(意匠審査基準 74.7.1.5)。

公報発行日が平成 20 年 11 月 21 日から平成 21 年 2 月 2 日までの画像を含む意匠の登録事例

1. [変化の態様が一意匠として認められる例 <PDF341KB>](#)
2. [当該物品と一体として用いられる物品に表示される画像の例 <PDF97KB>](#)
3. [本意匠と関連意匠の例 <PDF404KB>](#)

（「画像登録事例集」の一例）

本意匠

【登録番号】 D1347727

【出願日(出願基準日)】 2007.07.02

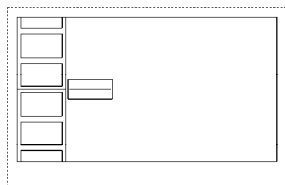
【日本意匠分類】 H7-6242W

【意匠に係る物品】 テレビジョン受像機

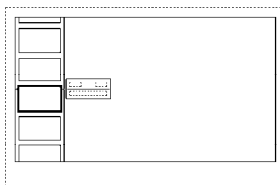
【意匠に係る物品の説明】 本願意匠はテレビジョン受像機において画面の一部に、同時刻に各局で放送されている番組を表示させ、興味のある番組があれば、その番組を選択して映像の切り替えができる画面である。各部の名称を示す参考図で操作方法を説明すると、画面左の帯状枠に現在オンエア中の番組がサムネイルで映し出され、この画面が帯状にある横ライン線上に接している間、番組名とチャンネルも表示され、別体のTV用リモコンの操作にて画面全体の映像を切り替える。

【部分意匠】

【正面図】



【変化した状態の正面図】



【平面図】



【右側面図】



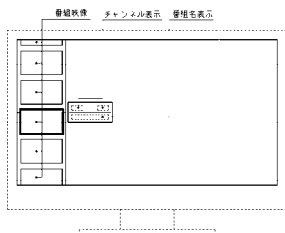
【背面図】



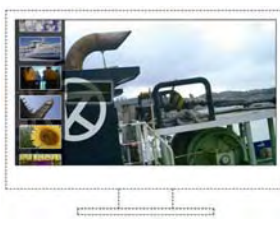
【底面図】



【各部の名称を示す参考図】



【通電状態の参考図(1)】



【通電状態の参考図(2)】



【通電状態の参考図(3)】



意匠審査基準 74.9(71.9.1)

関連意匠

【登録番号】 D1348513

【本意匠番号】 D1347727

【出願日(出願基準日)】 2007.07.02

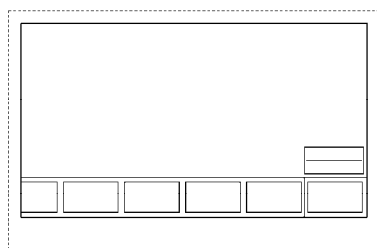
【日本意匠分類】 H7-6242W

【意匠に係る物品】 テレビジョン受像機

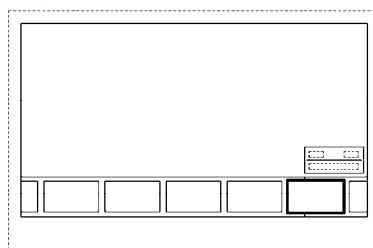
【意匠に係る物品の説明】 本願意匠はテレビジョン受像機において画面の一部に、同時刻に各局で放送されている番組を表示させ、興味のある番組があれば、その番組を選択して映像の切り替えができる画面である。各部の名称を示す参考図で操作方法を説明すると、画面下の帯状枠に現在オンエア中の番組がサムネイルで映し出され、この画面が帯状にある縦ライン線上に接している間、番組名とチャンネルも表示され、別体のTV用リモコンの操作にて画面全体の映像が切り替わる。

【部分意匠】

【正面図】



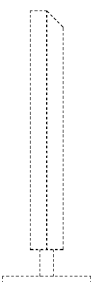
【変化した状態の正面図】



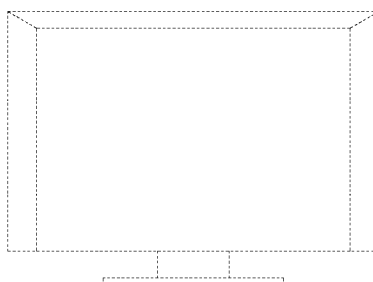
【平面図】



【右側面図】



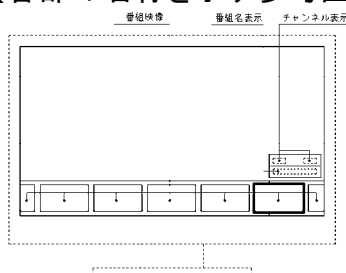
【背面図】



【底面図】



【各部の名称を示す参考図】



【通電状態の参考図(1)】



【通電状態の参考図(2)】



【通電状態の参考図(3)】



意匠審査基準 74.9(71.9.1)